



佐賀労働局発表  
令和2年11月25日(水)

【照会先】  
佐賀労働局労働基準部賃金室  
室長 野村 徹哉  
室長補佐 小林 克之  
(電話) 0952(32)7179(直通)

## 佐賀県特定最低賃金を決定 ～令和2年12月2日から順次発効～

佐賀労働局（局長 加藤博之）は、佐賀県最低賃金額（時間額 792 円、2 円引上げ）に引き続き、12 月 2 日から下記の通り、県内の 3 産業の特定最低賃金額を順次改定します。

なお、佐賀労働局では、佐賀県内で事業を営む関係事業者及びその関係事業者に使用される労働者の皆様に知っていただくため、幅広く周知広報に努めることとしています。

### 記

業 種		時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	改正決定日 (公示日)	発効日
特 定 最 低 賃 金	一般機械器具製造業関係	870	3	0.35	令和2年11月19日	令和2年12月19日
	電気機械器具製造業関係	839	3	0.36	令和2年11月17日	令和2年12月17日
	陶磁器・同関連製品製造業	793	2	0.25	令和2年11月2日	令和2年12月2日

佐賀県最低賃金	792	2	0.25	令和2年9月2日	令和2年10月2日
---------	-----	---	------	----------	-----------

### 別添資料

- 別添 1 佐賀県最低賃金額及び特定最低賃金額の推移
- 別添 2 最低賃金制度について
- 別添 3 「業務改善助成金」のご案内

## 佐賀県最低賃金額及び特定最低賃金額の推移

(単位:円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般機械器具製造業関係	755	761	770	782	795	810	827	847	867	870
電気機械器具製造業関係	719	725	734	746	760	774	795	816	836	839
陶磁器・同関連製品製造業	647	654	665	679	695	716	738	763	791	793
佐賀県最低賃金	646	653	664	678	694	715	737	762	790	792

## 【最低賃金制度について】

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされません。

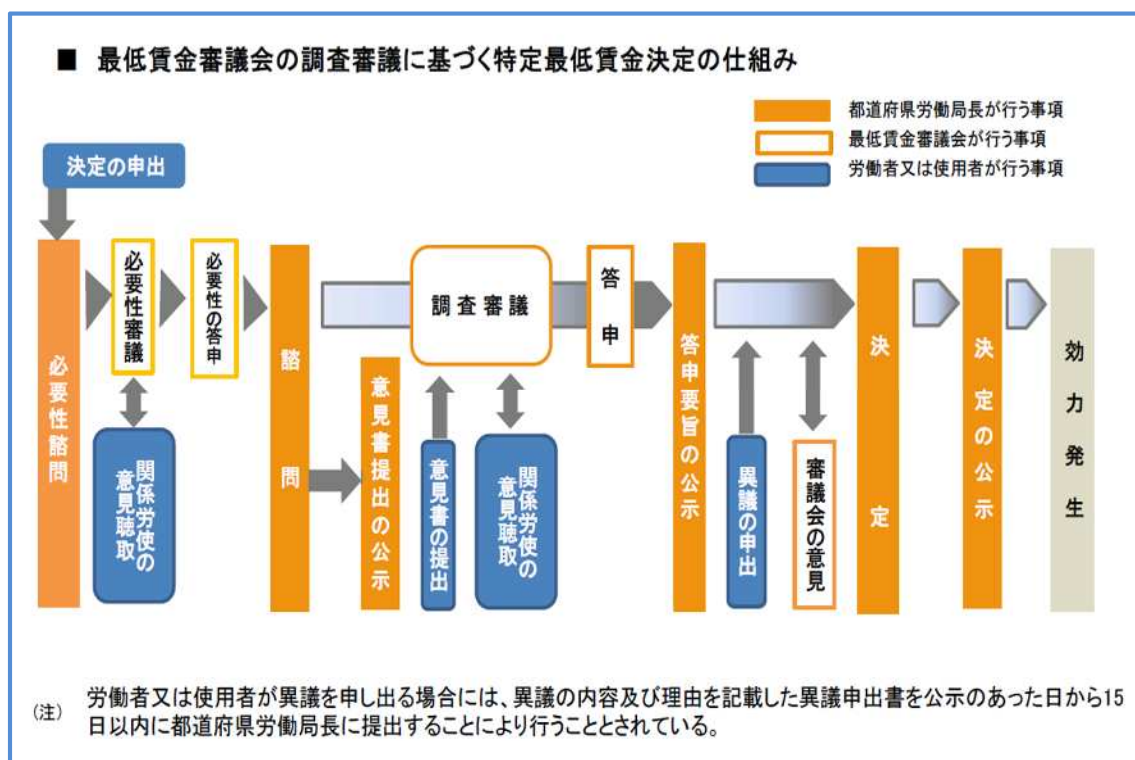
## 【最低賃金の種類】

最低賃金には、地域別最低賃金及び特定最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

## 特定最低賃金審議の流れ

特定最低賃金は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を経て決定されます。



# 「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

🔍 生産性向上の事例集 厚生労働省 検索

## 概要

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率	
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)	
		2～3人	40万円			
		4～6人	60万円			
		7人以上	80万円			
30円コース	30円以上	1人	30万円			【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)
		2～3人	50万円			
		4～6人	70万円			
		7人以上	100万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金850円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 (※1)	
		2～3人	90万円			
		4～6人	150万円			
		7人以上	230万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円	【事業場内最低賃金850円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 (※1)		
		2～3人	150万円			
		4～6人	270万円			
		7人以上	450万円			

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。（令和2年10月現在）青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の31県。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

## お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県にある「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。



## 申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。  
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



## ～・業務改善助成金の活用事例～

### 業務改善

事例1 新型電子ミシンの導入による縫製作業の向上・縫製パターンの多様化

【所在地】岩手県 【従業員数】29人  
【事業内容】繊維製品製造業  
【課題と対応】生産の効率化や品質の向上、働きやすさの向上などを図るため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

縫製パターンが少なく、また作業工程が細かくて業務の効率化ができない状況でした。そこで、助成金を活用して新型電子ミシンを導入しました。

縫製作業の作業効率を上げたい



実施内容 新型電子ミシンを導入することで、生産量が4割増大した。また、最大100種類までミシン内に縫製パターンを覚え込ませることが可能となり、縫製パターンが多様化した。

成果 縫製作業量の増加により生産性が向上し、2人の従業員の時賃給（事業場内最低賃金）を31円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した。

### 業務改善

事例2 リフト付き福祉車両の導入による送迎作業の時間短縮・人員配置の効率化

【所在地】茨城県 【従業員数】9人  
【事業内容】放課後デイサービス  
【課題と対応】車いすを利用する利用者の送迎時間・送迎人員を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

利用者の送迎時に車いすの積載を行う際、複数の従業員が必要になっていた状況でした。そこで、助成金を活用してリフト付き福祉車両を導入しました。

送迎作業にかかる時間を短縮することで、利用者サービスを向上したい



実施内容 利用者車いすに乗せたまま車内に固定することで、付き添いが1人不要となった。今までにできない業務を行っていた職員を施設内の業務に配置できるようになった。

成果 送迎にかかる時間と人員の効率化によって生産性が向上し、2人の従業員の時賃給（事業場内最低賃金）を50円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引き上げを実施した。